

新監査公表第 1 号

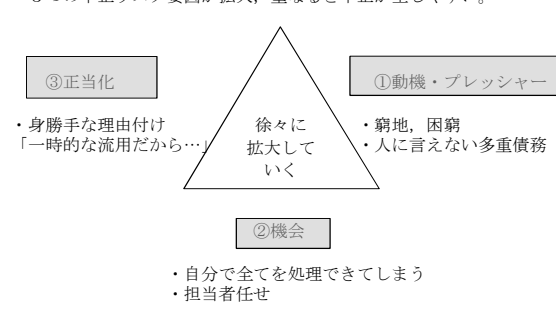
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成29年6月30日

新潟市監査委員 貝 瀬 壽 夫
同 宮 本 裕 将
同 渡 辺 有 子
同 加 藤 大 弥

監査結果等に基づく措置

平成28年度第3期定期監査及び行政監査結果報告（平成29年3月27日新監査公表第17号）分

| 監 査 の 結 果 等 (指摘・意見) 内容 | 措 置 | | 措置実施部署 |
|---|--|--|----------------------|
| | 改善措置または対応措置 (措置実施日) | 再発防止措置 (措置実施日) | |
| <p>《指摘事項》 職員による公金着服事案を受けて、有効な再発防止策を求めるもの (保健衛生部保健所保健管理課)</p> <p>(1) 概要及び経緯 本件は、保健衛生部保健所保健管理課職員が平成27年6月から平成28年8月の間に、医務薬事手数料、予防接種手数料などを着用していた事案であり、着服額は6,643,190円（平成27年度分4,636,510円、平成28年度分2,006,680円）である。遅延利息を加えた6,855,786円については、当該職員の親族から全額弁済された。 平成28年8月22日に課内金庫に保管していた予防接種手数料の紛失が発覚した。これを発端に、当該職員が配属された年度まで遡り調査を行った結果、平成27年6月以降に多額の金額が入金されず紛失していることが明らかになったものである。</p> <p>(2) 再発防止策とその実施状況 今回の事件を受けて保健管理課及び総務部が作成した再発防止策は、下記のとおりである。</p> <p>(1) 現金収受当日に電算処理（調定）を行うことを徹底 (2) 銀行入金前の現金と書類のダブルチェックを強化 (3) 毎月定日に、課長補佐立会いのもと、各担当者保管の書類を突合 (4) 毎月の点検結果を部主管課に報告 (5) 金庫の鍵の管理を課長・課長補佐に限定 (6) 総務部から全所属に現金取扱業務を主とした業務の再点検実施の徹底</p> | <p>指摘された職員による公金着服事案について、以下の対応措置を実施。 ・現金突合チェック・・・毎日 ・調定書、領収書、財務会計システムの歳入データの突合・・・月1回 (平成28年9月29日～)</p> | <p>(1) 現金収受当日に電算処理（調定）を行う (2) 銀行入金前の現金と書類のダブルチェック強化 (3) 毎月定日に、課長補佐立会いのもと、各担当者保管の書類を突合 (4) 毎月の点検結果を部主管課に報告 (5) 金庫の鍵の管理を課長、課長補佐に限定 以上の再発防止策を行うことで、窓口で収納した金額と銀行への入金額に相違があれば、判明する仕組みとした。 (平成28年9月29日～)</p> | 保健衛生部 保健所保健管理課 |
| <p>日々のチェックに加え、月1回、課長補佐も含めて、市民からの領収金額と金融機関への入金額との突合を実施することとし、不正防止と誤りを速やかに正す機会を作った。 所管課における不正再発防止策の実施状況について確認した結果、次のとおりであった。 手数料収納などの現金取扱業務は、「窓口」・「調定」・「入金」の3人の担当者で業務を分担している。入金担当者が金融機関に払込んだ後に、調定担当者が領収証書及び領収済通知書を調定書裏面に貼付することとし、また、前月収納分を毎月10日までに、各担当者と課長補佐で、各担当者が保管する書類の突合を実施し、所定の報告様式に記録し課長決裁を受けていた。さらに、報告書の写しを部の主管課である保健衛生総務課に提出していることを確認した。 併せて、領収書の連番管理を徹底し、金庫の鍵は課長補佐が管理していることなどを確認したが、再発防止策は確実に実施されていた。</p> <p>(3) 発生原因の検証と今後の対応策 本市においては、これまでも本件のような不正事案が生じてきたことから、改めてその発生メカニズムについて確認を行った。 不正事案の構造については、アメリカの犯罪心理学者ドナルド・クレシーが提唱した「不正のトライアングル」を用いることで、より具体的な説明ができると考えられるため、同理論に照らして検証を行った。</p> <p>○不正のトライアングル 3つの不正リスク要因が拡大、重なるると不正が生じやすい。</p>  <p>③正当化 ・身勝手な理由付け 「一時的な流用だから…」</p> <p>①動機・プレッシャー ・窮地、困窮 ・人に言えない多重債務</p> <p>②機会 ・自分で全てを処理できてしまう ・担当者任せ</p> | <p>アについて 「現金を取り扱う業務に係る業務手順・チェック体制の再点検について」を发出し、全庁的に現金を取り扱う全ての業務について、業務手順及びチェック体制の再点検を実施した。その後、点検結果を踏まえて、事例ごとに業務手順・チェック体制の適正化のポイントを示し、懸案内容に対する課題解決策が適正かどうか、取り扱う必要のない現金を取り扱っていないか等について見直すよう全庁に通知した。また、「コンプライアンスの推進等に関する連絡会議」を開催し、人事課・会計課・広聴相談課とともにそれぞれの所管事務について説明・周知を行った。 (平成28年9月16日～平成28年11月18日)</p> <p>イについて 指摘対象部署が、現金取扱事務が適正に執行ができるよう、改善方法について助言をおこなった。また、臨時の会計検査を実施し、窓口収納の手続き、払込の手続き、現金取扱業務の点検状況、証拠書類の保管状況、つり銭の管理等の現金取扱事務についての検査を行い、指摘・指導等をおこなった。 (平成28年9月21日～平成29年3月9日)</p> | <p>アについて 4月17日の庁議において、新潟市民サービス向上システム（NCSIS）運用状況を全庁に向けて報告するなかで、業務ミス等を根絶するようマニュアルの整備や見直しを行い、チェックが形骸化しないようにミスを組織的に予防する仕組み作りに全力を挙げることを市長指示事項として周知した。今後は、NCSISを進展させて全庁に展開するなど、本市における内部統制の体制整備に向けて検討を進める。 (平成29年4月17日～)</p> <p>イについて 全所属に対して ・「公金収納事務の適正な取り扱いについて」通知し注意喚起を図るとともに、コンプライアンスの推進等に関する連絡会議において、所属長に、公金収納事務の不正防止、出納員の責務等についての説明をおこなった。 ・「現金取扱い業務に係る業務手順・チェック体制の徹底について」通知し、形骸化を引き起こすことのないように、見直しポイントを周知した。 ・現金出納簿の様式変更やつり銭資金保管簿を新規に提示し、出納員及び係長が、内容確認の上で確認印を押すことで、管理状況を記録し組織的にチェックする体制とした。 ・会計検査の実施において、対象所属を全所属に拡大し、特に、公金収納の取扱いについて重点的に検査をするなど、検査体制を強化した。 ・新任係長研修等の研修会において、公金収納事務の適正で確実な執行について、特に、組織的なチェック体制が不正防止に有効であることを周知した。 (平成28年9月21日～平成29年5月17日)</p> | 【制度所管部署】 総務部行政経営課 |
| | | | 【制度所管部署】 会計課 |

| 監査の結果等 (指摘・意見) 内容 | 措 置 | | 措置実施部署 |
|--|--|--|----------------------------|
| | 改善措置または対応措置 (措置実施日) | 再発防止措置 (措置実施日) | |
| <p>本件については、「重要な事務を1人の担当者に任せきなこと」及び「必要なチェックを行っていなかったこと」などの状況に「動機」が加わったことが原因として挙げられる。</p> <p>また、不正を行う者は、例えば、初めから着服するつもりではなく、借りただけで後で返すつもりであるなど、自らを「正当化」し、不正が誰にも見つかからない状態が続く場合は、徐々に行動が大胆になっていき、不正のトライアングルが拡大するものである。</p> <p>公金着服事件のような不祥事を繰り返さないためには、上記のような不正の発生メカニズムを踏まえた上で、その対応策を講じる必要がある。</p> <p>不正は必ず発覚するという事務処理の仕組みが整備されていれば、不正発生の抑止力となり、また、不正を行う者がいたとしても、不正は初期の段階で発見される可能性は高い。</p> <p>本件を他人事として捉えず、教訓として不祥事を防止するためには、以下のような事項について検討、整備していくことが求められる。</p> <p>ア 地方自治法改正により、内部統制に関する方針及び必要な体制整備が義務付けられるが、特に、現金取扱い部門については、早急に全庁的な体制を構築すること</p> <p>イ 金融庁が金融機関等に示している事務リスク管理態勢に関する指針では、「最低限年1回、1週間以上連続して、職場を離れる方策」を義務付けるなど、複数によるチェックが形骸化しないことが制度化されている。このような事例も参考に、再発防止策が形骸化しにくい方策を盛り込むこと</p> <p>ウ 多額の債務を抱えていることなどが把握された職員に対しては、人事部門も含めて対応を協議し、対応策を明確にすること</p> <p>エ 再発防止策の形骸化を防ぐため、定期監査等において、定められた内部統制方針及び体制が機能しているか否かを、監査対象から抽出し確認するなど、より徹底した監査を実施すること</p> <p>【有効性】</p> | <p>ウについて</p> <p>職員の給与支給に関する情報を有する職員課と、犯罪行為を未然に防ぎ、公金管理の健全性を確保するための情報提供のあり方について協議した。</p> <p>(平成29年3月27日)</p> | <p>ウについて</p> <p>業務時間中に貸金業からの電話が相次ぐ、また、周囲からの通報により公金の取り扱いに疑念を抱かせるような行為がある等、公金管理の健全性が損なわれることが予見できる場合には、人事課と所属長が連携しながら対応することとしている。</p> <p>(平成29年4月～)</p> | <p>【制度所管部署】 総務部人事課</p> |